

みんなでできる 地球温暖化対策

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素（CO₂）の排出量を削減し、温暖化の進行を抑えるため、世界中で温暖化対策が活発になっています。身近な温暖化対策として、節電などに取り組んでいる方も多いと思いますが、今回ご紹介する「うちエコ診断」を活用して、今まで以上にCO₂の排出量削減を目指してみませんか。

「うちエコ診断」
とは？

家庭で使われている電気や燃料などの、年間使用量や光熱費などの情報をもとに、家庭からのCO₂排出量を算出します。温暖化や省エネの知識を持った専門家が面談を行い、地域やライフスタイルに合わせた、具体的で効果的な地球温暖化対策の取り組みを提案してくれます。

Webで
簡単に診断！

令和3年度からは、スマートフォンやパソコン、タブレットで簡単に「うちエコ診断」を体験できるWebサービスが開始されました。インターネット上で簡単な質問に回答すると、5分程度で診断することができます。

- ▶ 「どこから」「どのくらい」のCO₂が排出されているのか、よくわかる！
- ▶ 光熱費を減らせるところが一目瞭然！



診断はこちらから

問い合わせ／市エネルギー対策課地球温暖化対策グループ ☎ 23 - 6860

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度とは、高齢者の方の医療を国民の皆さんで支え合う医療保険制度のことです。75歳以上の全ての方と、65歳以上の一定の障がいのある方で、広域連合の認定を受けた方が対象です。

高額介護合算療養費

高額介護合算療養費は、医療と介護の両方を利用して世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、8月1日から翌年7月31日までの1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護

保険から支給されます。

※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

※支給額が500円以下の場合には支給されません。

手続きについて

対象の方には申請書類を送付します。必要事項を記入して、市総合窓口課医療給付グループへ郵送または持参してください。

窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得がある方（現役並み所得者を除く）の窓口負担割合が2割に変わります。負担割合が変更になるかどうかは、主に以下の流れで、世帯単位で判定します。

令和3年中の所得をもとに、令和4年8月頃から判定が可能になり、対象となる方には、9月中旬に新しい被保険者証を交付します。

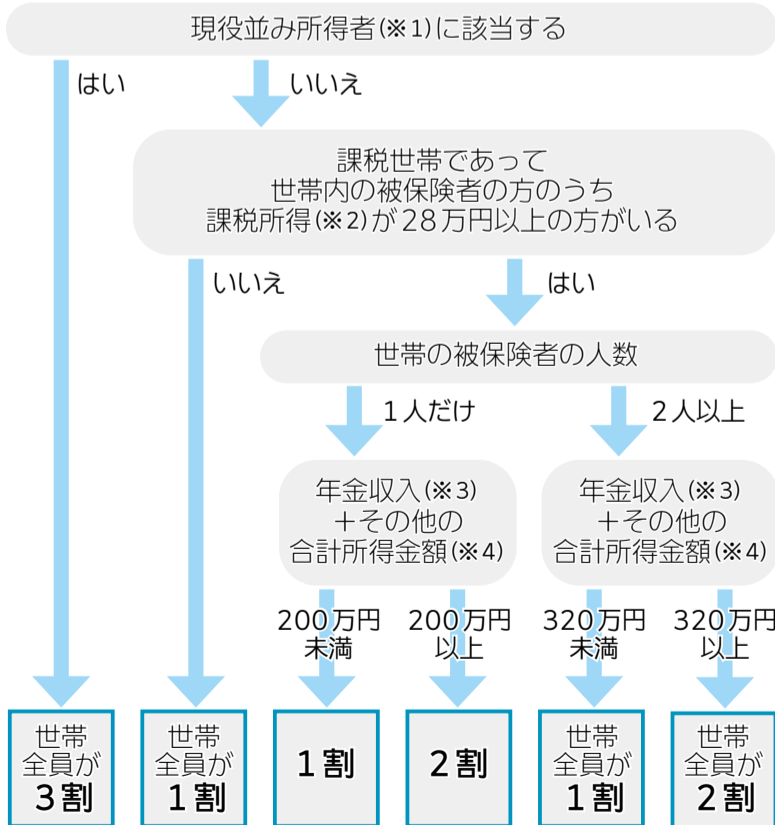
詳しくは、後期高齢者窓口負担割合コールセンターへお問い合わせください。

☎ 0120・002・719

◎負担割合の変更内容

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	負担割合	区分	負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等	1割

◎判定の流れ



※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
 ※2 住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除）等を差し引いた後の金額）。
 ※3 遺族年金や障害年金は含まない。
 ※4 年金収入以外の事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除する。

◎自己負担限度額表

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	課税所得690万円以上 212万円
		課税所得380万円以上 141万円
		課税所得145万円以上 67万円
1割	一般	56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ※ア 31万円
区分Ⅰ※イ 19万円		

※ア 世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方
 ※イ 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

問い合わせ／市総合窓口課医療給付グループ

☎ 23・6411
北海道後期高齢者医療広域連合
☎ 011・290・5601